

学校給食費の支払いに係る制度の全般について

【4 学校給食費の支払いについて】

Q4-1 学校給食費の支払いは、どのような方法で行いますか？

A4-1 原則として、保護者の方の金融機関口座から口座振替によりお支払いいただきます。やむを得ず、口座振替によるお支払いができない場合は、納付書を送付しますので、納付書を利用して市内12の金融機関窓口か納付書裏面に記載されているコンビニエンスストアでお支払いください。

<口座振替可能な金融機関>

広島銀行 もみじ銀行 山口銀行 広島信用金庫
呉信用金庫 しまなみ信用金庫 中国労働金庫
広島市信用組合 広島県信用組合 ひろしま農協
広島県信用漁業協同組合連合会 ゆうちょ銀行

Q4-2 口座振替にした場合、振替手数料はかかりますか？

A4-2 口座振替手数料は、市が負担します。

Q4-3 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなるのですか？

A4-3 再振替はありません。市から納付書を送付しますので、市内12の金融機関窓口か納付書裏面に記載のコンビニエンスストアで、納付書に記載の納付期限までにお支払いください。

Q4-4 納付書の納付期限が過ぎてしまいました。その納付書はまだ使えますか？

A4-4 使えますので、速やかにお支払いください。

Q4-5 納付書で支払いが可能な金融機関はどこですか？

A4-5 口座引き落としが利用可能な金融機関と同様に、市内12の金融機関と納付書裏面に記載のコンビニエンスストアで納付書支払いができます。